

令和2年度第2回 長野市都市内分権審議会 議事録

日時：令和3年2月8日（月）

午後1時30分～午後3時

場所：長野市役所第二庁舎10階 講堂

議事

(1) 「長野市都市内分権基本方針」の基本的な考え方（策定方針）（案）について

委員

8ページのことで確認したい。この基本方針の期間として、令和4年度を初年度として終期は定めないとされているが、どうして終期を定めないと説明をお願いしたい。

事務局

今までは計画ということで、期限を決めて施策や目標等を目指して実施してきている。今回その中では、地域での実情に応じて活動が変わってきたり取組が変わってくるという中では、背骨となる一本の大きな方針を決めて、それに基づいて事業が展開できるよう大元のところを決めていきたいというものである。施策を展開したり期限を設けて目標値をクリアしていくというものではなく、一つの流れを構築してそれを続けていくということで、ただ社会情勢に応じて内容も順次見直していく必要があると思うが、一本大きな流れをつくっていくことで、計画のように終期を設けるものではなく一つの基本方針という形で進めていきたいと考えている。

委員

前回、推進計画のところはかなり議論をしたので、そのこととのつながりで終期は定めなくていいのかと思ったが、今の説明ではいわゆる方針を定めるために終期を定めないと説明だったので、それについては了解した。それと、この方針を定めていくにあたって、2ページから7ページの課題がそれぞれ明確になったが、これを基に基本方針を定めていくという理解でよろしいか。

事務局

資料の11ページに体系を示しているが、人材面、事務面、資金面という形で分類分けをして、アンケート等も含めた課題を明確にし、その目指す方向性についてそれぞれの分類ごとに示していくことを考えている。

委員

二点聞きたい。一点は、8ページの4の方向性の3番目、大局的な視点から定めた基本方針ということだが、それを統括するのが大局的な部署というところで地域・市民生活部とい

うことだと思うが、実際今、福祉で住民自治協議会がやっていることに対して、お金の出どころが個々に違って、大局的な視点で物を見ているとは見えない部分があると思う。特に、現場で働いている地域福祉ワーカーなどは、とても動きにくいという方も中にはいたりする。それについてどう考えるか。もう一点は、11 ページの分類別のその他で、市民公益活動団体等との連携とある。実際、今子育て支援等で、NPOに入ってもらっていることがあるかと思うが、今の時点で考えているものはもう少し違う面なのではないかと考えるが、そこについて伺いたい。

事務局

今まで、行政のパートナーの住民自治協議会に対して、行政サービスの提供する側のパートナーとしての中では、公助の部分をお願いしているというような公助の面から地域を見ていたということだと思う。ただ、実際には自助の部分とか共助の部分だとかというのは境がない。今コロナの関係もそうだが、介護とか生活困窮とか、いろいろ一人ひとりに焦点を当てた時に、課題がいろいろな分野に関わってくる。それも同じ分野ごととか、分野を飛び越えていろいろな分野と連携しなければいけないという状況が出ているので、公助から見るだけではなくて、自助、共助の部分からも見ていかないといけないということで、全方向でもう一度行政サービスを洗い出してみるという視点で、庁内一丸となって見直しをかけていきたいというのが一点である。あと、地域のまちづくりの担い手といったときに、住民の方々の活動というのはもちろん、地区を飛び越えて、例えば息子や娘のように、今は地域には住んでいないが深い関係にある方たちもいれば、まったく地域とは関係ないがNPOのように分野横断的な活動をしている方々もいる。今縦割りで地区ごと考えたときに課題が山積しているが、分野横断的な活動をしているNPOの方々も地域のまちづくりの担い手になり得ると思っているので、縦系と横系の部分ではそのところをしっかりと編み込めるような体制がつかれないかということも検討していきたいと思っているので、その意味で広域的な、俯瞰したという意味で、大局的なという表現をさせてもらっている。

委員

全庁一体となってというところではあるが、今の話の中では地域・市民生活部がすべてをしっかりと俯瞰してやっていくというそういう意気込みということでもよろしいか。そしていろいろな住民自治協議会をまたいでという話があり、確かにそうだと思うが、あくまでも市民公益活動団体が担うものというのは、補助的な補完的な部分だと思っている。しっかりとその地域の方々が自分たちでこの地区をつくっていくという中では、どこの部分に入ってもらえるのかとか、様々な面で行政としてどういう形で入ってもらえるのかも含めて地域の方と話を決めておかないとなかなかうまくいかないのではないかと感じるので、ぜひしっかりとやってもらいたいと思う。

事務局

その点についても十分情報共有しながら進めていきたいと思っている。

委員

2ページの概要で、そもそもの都市内分権の考え方だが、自分たちの地域は自分たちでつくる、今まで何気なくこの言葉を使っていたし、そこは間違いでも何でもないが、実際にそこを目指して取り組んできた中で、先程の自助、共助、公助の部分で、なかなか自分たちの地域を自分たちでつくり切れない、それはいろいろな要因があって限界を今感じてあのアンケートの結果が出ていると思う。そういう中で、自分たちの地域を自分たちでつくるということはどこまでつくるのか、なかなか境目はないと思うが、その議論は手を付けずに、先程の11ページの課題で人材面、事務面、資金面、その他というところで基本的な方針を決めていくところに、最初からやり直せということではないが、10年を踏まえてもう一度考える必要があるのではないかと思う。そのところはどうか。

事務局

今まで10年経過して、非常に負担感が大きくなっているということは確かである。ここでもう一度見直していく。自分たちの地域は自分たちでつくるというときの、例えば人材の面ではすべての人材を使い切っているのかどうか、例えば女性の参画はどうか、若者の参画はどうか、そこを真剣に取り組んでみたらもしかすると新たな担い手が出てくるかもしれない。そこももう一度見直すとともに、住民自治協議会と市で見直していく必要があるのではないかと考えている。すべてについて、もう一度今まで取り組んできたことを見直してみて、ここの部分はまだ手を付けていないのではないかとということをもまず探し出して、そこについて一緒に協働してやっていけるかどうかという声掛け、提案等もさせてもらうということがまず第一歩かと考えている。

委員

住民自治協議会の側、また関係者の側も、再度いろいろな面でアンケートは取ったが、この方針をつくっていく上で、もう一度地域を見直していくということもまた求められてくるということでもよろしいか。

事務局

市も一緒に考えさせてもらうということで提案をしていかなければ、地域のことは地域の方々が一番わかっていて愛している方々なので、その方たちの声が一番になるかと思う。そのところは外さないで進めていきたいと考えている。

委員

一年かけてじっくりやっていくには、決して十分な時間があるわけではないと感じるわけで、いろいろ大変かもしれないが、合意のある基本的な方針で自分たちの地域は自分たちでつくるというのは、どこまでできるのかということ、しっかりと議論してもらえればと思う。

委員

7ページの今後の方向性の2つ目、地域の共助を維持することを目指すとするが、これは地区で実際に活動している人間からすると少し違う感じがする。地域の共助を維持しただけでは地域が持たなくなっていくというのが現状かと思う。むしろ新たに共助を厚くしていく、つくっていくということが今の住民自治協議会に求められているというのが実感である。市にもそういう意識を持ってもらって、もしかしたらもう公助でやってもらわないとできないという部分が、これからの人口の構成だとか地域の疲弊しているという状況を考えると、そういうことも考えてもらうことが必要で、今までの共助を維持していけばいいんだという感覚だけではもう地域はもたない。そのことをみんなで共有して進んでいく基本方針でないとなんか役に立たないのではないかと思う。もう一点、8ページ、終期は定めないということで、必要に応じ柔軟に内容を見直すということだが、計画期間を定めていると必ず見直しの時期が定期的に訪れるが、終期は定めないということだと今見直しが必要かということはどうやって把握するのかということをお願いしたい。

事務局

共助についてだが、現状では非常に厳しいということは重々承知している。その中で地域の共助をまったく無くすのではなくて、基本は地域の共助が住民自治協議会、地域の方々でつくっていくという共助の考え方のもとでつくっていくということは継続していきたいと考えている。地域の共助は大切にしていけるものだが、その内容について今人材でどうなのか、支える人がどのくらいいるのかということも非常に課題だと思うので、そういったことについてどのように取り組んでいくべきかも含めて、目指す方向性で考えていかなければならないと考えている。課題であるので、それをどのように今後変えてそして継続していけるようにするのかを示していきたい。

事務局

もう一点、期限を設けない点だが、すでに人権の関係が基本方針という形で動いている。長野市は人権を尊ぶ都市として条例もあるが、そういった中で期限を定めていない。ただ、その方針の中にはいろいろな事業が目的を達成するための手段としてあるので、そういったものは審議会の中で去年はこういう事業をやってこういう結果がありましたとか、例えばコロナのように突発的に出てきた誹謗中傷のような案件についても、人権の審議会の中で検討させてもらっているように、都市内分権審議会の開催が6年間無かったが、これからは基本方針に則って、それぞれの地区の住民自治活動が衰退していないのかを、住民自治協議会の役員の方々も出てもらっており、それぞれの分野の方にも参画してもらっているのだから、この審議会の中で諮っていきたいと考えている。

議長

先程の地域の共助を維持するという7ページだが、市が地域の共助をやれというのは矛盾

した言い方なので、中にはうちではだめだというところでは公助しかないということになるのだろうが、何とか地域でやっていきたいが難しいというところに、市がどれだけ支援できるかという意味で維持するという言葉の意味を理解したらいいのではないかと思う。共助はやめるなど市が言うのは住民自治に反する考え方だと思うので、共助でやっていきたいが何とか手を貸してくれと住民側から言った場合に、市はこれだけのことができるといった対応をすることがここに込められているという読み込み方をするほかないと思う。確かに誤解をもたらす表現かもしれない。役所が共助をやれというのはおかしい言い方である。それから終期だが、これは審議会を定例化するということか。

事務局

都市内分権の基本方針が決まると、それに基づく事業の展開も考えられるので、その内容も含めて現状についての審議をお願いしていきたいと考えている。

議長

基本方針というとピンと来ないところがあって、そういう意味でいくと憲法という誤解されるので憲章みたいな位置付けで、都市内分権の基本的な考え方を役所だけでなく長野市の総意としての考え方をここに定めて、その考え方に合わなくなってきたとか反することがあったという場合には見直していくという政策サイクルになってくるかと思うが、具体的にスイッチを押すのは誰になるのか。今回、住民自治協議会からもうこれ以上やれないと声が上がってきたというのはアンケートをやって初めてわかったのか、それとも接していてわかってこういう運びになったということか。

事務局

住民自治協議会からの声も毎年訪問をさせてもらっていて、その際にも声をもらっていた。そのことからアンケートを改めて取り、数字として示させてもらった。

議長

そうすると、住民自治協議会という枠を前提にするのがいいのかわからないが、現実的には住民からこういうことがあると住民自治協議会に挙げてもらって、市に働き掛けるということを持つほかないか。それがスイッチになると理解していいか。

事務局

はい。毎年住民自治協議会の会長の方々に集まってもらっている理事会等も開催させてもらっている。その折にもそういった声を拾い上げていければと考えている。

議長

住民自治協議会が個々の住民の声を上げてくれないとなったらどうするかという話になるが、とりあえず住民自治協議会を窓口にするか、住民自治協議会がどういう状況であるか

その声を聞いて判断することになりそうである。

事務局

住民自治協議会の中心となっているのは各区長という形になっているので、一番声は区長に届くかと思うので、そういう形にさせてもらえればと考えている。

議長

カチツとした制度ではないが、見直していくきっかけづくりは出来そうである。

委員

先程話があったが、この都市内分権審議会は、毎年メンバーを議会側は選出していたが、6年間開かれなかったということを見ると、その間、住民自治協議会の会長や事務局長の方々の連絡会議は開かれていて、そこでもいろいろな声が出されていたと思う。しかし審議会そのものは開かれなかったということを見ると、今度出す方針の中には都市内分権審議会は年に1回とか2回とか開いていくという方向を入れておかないと、矛盾が本当に大きくなってやっと開かれるということだと、遅れていってしまうのではないかと思う。特に地域が非常に疲弊してきている中で、自分たちの地域は自分たちでということ、何とか市側から支援をしながら一緒にやっというわけだから、そこはそのようにしておいたほうがいいのではないかと思うがどうか。

事務局

資料の13ページに全体のスケジュールを載せてある。一番上の赤く囲っている部分の基本方針については、令和4年度からのスタートということで令和3年度に集中して方針を策定していく。ただ、それに関わる事務の見直しとか、交付金の見直し、財政的支援であったり、あと支所とか人的支援の部分の関わりであるとか、支援の部分はまだこれからも見直しを図っていく予定でいる。スケジュールでは、都市内分権審議会の中で令和4年度、令和5年度において1回は開催させてもらう予定で、今、全部の見直しをさせてもらっているの、方向は決めたが支援の方向は何も変えないとすると見直しにならないので、財政的支援、人的支援、あと物的支援、活動拠点として支所のスペースとか別箇に設けたりということもあるが、そういった支援の方法についても令和5年度に掛けて決めていかなければいけないこともあるので、当面の間はこのスケジュールで動いていきたいと考えている。

議長

ではペンディングにさせてもらう。それでは、基本的な考え方としては、宿題も残したが、了承されたものとさせてもらう。

(2) 必須・選択事務の見直しに係るヒアリング状況報告について

委員

選択 13 の地域福祉推進事業と選択 14 の地域たすけあい事業についてだが、これは非常に負担感が大きく専門性の求められていることかかねてから心配をしていたことだが、具体的にはどういう整理を行おうとしているのか。専門職を配置するということはここには書かれていないが、研修を強化するという程度のことなのか、実際にどういう整理をしようとしているのか伺いたい。

事務局

現在、この地域福祉推進事業で、地域福祉ワーカーを住民自治協議会に雇用してもらい地域福祉を推進してもらっている。その元々の位置付けだが、一番最初の長野市地域福祉計画をつくったときに、地域の福祉の推進役ということで地域福祉ワーカーを配置しようということで住民自治協議会に雇用をしてもらった経過がある。さらに、第三次長野市地域福祉計画をつくるときに、今度は高齢者の福祉に関する支え合いの部分について、より具体的なミッションを持った生活支援コーディネーターを地域福祉ワーカーの方にお願ひし、地域福祉ワーカー兼生活支援コーディネーターという形で現在まで進んできた。議会からも質問等ももらっているが、この地域福祉ワーカーの活動、地域の中で支え合い活動をつくり出したり、担い手の養成を図ったりしていく作業、さらに生活支援コーディネーターとして、例えば高齢者の通いの場だとか、そうした支え合いの活動を創出してほしいということをお願いをしているが、これが少し専門性を帯びざるを得ない業務内容との受け止めがある。そもそも市の認識とするとこれまで地域の方にこの業務をお願いをしてきたわけだが、その地域福祉を推進する担い手の役割自体が住民自治という形でやってもらうのがいいのか、それとも市あるいは市社会福祉協議会といった公的な部門がある程度その責任を負って進めていった方がいいのではないかという考え方もある。そういった意味では、どうすると本当に地域の中で地域福祉というものを円滑に進めていくことができるのか、その適切な役割分担というものをもう一度原点に戻って考え直したいと考えている。

事務局

地域たすけあい事業は元々長野市地域福祉計画より前からあり、地域の中で皆で助け合ってやっぺいこうということで、その中に雪かきをやってほしいとかゴミ捨てしてほしいとか、家の中を片付けてほしいとか、家事援助的なものもあるが、一番大きなものは福祉有償運送という福祉車両の運行がある。これについては市社会福祉協議会の一事業ということでやらせてもらっているのて、基本的には市から補助金をもらってやっぺいしているが、実際には地域たすけあい事業のコーディネーターを各地区に一名ずつ市社会福祉協議会の雇用で設置している。その方が、基本的にはすべてのコーディネートとか要望等を聞いてやっぺいしている形になっている。これは非常に地域福祉ワーカーと近い仕事をしている。基本的には、地区の困ったことを聞いてどうしたらいいかを考える中で、この地域たすけあい事業をやっぺいしている形になる。どうしても市の地域福祉ワーカーと仕事の分担がどこまでどうやるかというのが非常に

難しい部分があるので、常日頃から市と話し合いをして、この部分はこっちという形でやっているが、そこが若干地区によっては差異があるという部分があるので、市と協力しながら今後も進めていきたいと考えている。

委員

地域福祉推進事業についてもう一度聞かせてもらいたい。地域福祉ワーカーの役割というところで、生活支援コーディネーターの事業は高齢者というところの中で、どうも地域の中で地域福祉というものがしっかりと浸透していない感じがしていて、地域福祉計画があって、その下にそれぞれの子どもとか高齢者とかいう形であるはずだが、今の状況だとそれが偏った形になっていたり、どう相談をつなげたらいいかといった部分がしっかりと明確になっていない。また市社会福祉協議会の役割として、地域たすけあい事業コーディネーターと地域福祉ワーカーが同じようだという部分はある程度高齢者の部分で、そうではない部分というところをもっと市社会福祉協議会として力を入れて支援していかなければいけないところが、なかなか支援されていない現状があるのではないかと感じていて、そこについて今後どう取り組んでいくか伺いたい。

事務局

地域たすけあい事業は、高齢者だけを対象にしているわけではない。身体障害者の方とか当然対象にしており、この地域たすけあい事業自体は地域で困ったときに互いに助け合うということをやっている。高齢者だけという形ではやっていないので、その認識でお願いしたいと思う。

事務局

先程の質問の関連だが、元々の地域福祉ワーカーの仕事とすると、高齢者だけではなくて子どもとか障害者とか、地域福祉、それこそ地域の中の困りごとをいろいろな意味で受け止めていくのが元々の役割だったと受け止めている。地域の中で浅いけれども広い意見を守備範囲としているようなものだが、生活支援コーディネーターはむしろ高齢者福祉に特化して井戸を深掘りしていくようなイメージと思っている。このところを整理していかなければならないと思っているが、市の立場から申し上げますと、市という公的な立場と住民の方々の間をつないでもらっている社会福祉法人としての市社会福祉協議会は、いわゆるコミュニティソーシャルワークという形で、市の制度なり方針と地域での困りごとをつないでいってもらえる存在であると思っているので、今度の次期地域福祉計画の策定の中で、地域福祉ワーカーと生活支援コーディネーターについて検討すると同時に、広い意味では市社会福祉協議会の役割をその検討の中で一緒に協議をされていくとより良いかと思っている。

委員

ぜひそうしてもらいたいが、選択事務 13 のところで、地区地域福祉活動計画は市社会福祉協議会も市も一緒につくっているかと思う。市の地域福祉計画と整合性を取ろうと思ってつ

くっていると思うが、時期がバラバラになっていたり現状整合性が取れているんだろうかと疑問に思ったことがあるが、そこも含めて教えてもらいたい。

事務局

地域福祉計画は三層構造になっており、長野市の地域福祉計画、市社会福祉協議会がつくる活動計画、さらに地域で地区地域福祉活動計画といった形で地域の方々につくってもらいたいということで案内していると理解しているが、一番は長野市がつくる地域福祉計画が全体の土台になってくる。そうした中で、例えば来年度市で見直していくにあたって、先立って今年度つくりたいという地区も中にはあったが、長野市地域福祉計画の策定状況等を見ながら、改めて時期を合わせてもらったかどうかということも話させてもらった。基本的な考え方とすると、長野市の中で大きな方針があって、さらに市社会福祉協議会として公的な部分での活動計画をしっかりとつくった上で、地域の中で本当に住民の方々として活動してもらえる部分を地域の中の活動計画として、あまり大きな労力を掛けて長大なものをつくるのではなくて簡単なものでいいかと思うが、目標とかあるいはやるべきことを地域の中で共有してもらって、できれば三層の計画がお互いをプッシュし合いながら地域福祉を高めていける構造にしていければと思っている。

委員

今回必須・選択事務の負担感についてヒアリングの結果報告があったが、主な負担感としては事務の負担だけでなく、例えば適任者を探すことが困難だったりドライバーの確保が難しいだったり、どちらかと言うと、事務の負担もそうだが、そういった担い手となるような人たちさえも確保が難しいということが出てきていた。今共働き世帯が増えていく中で、皆世帯として働かないと生活が維持できない形の家庭も多くなっていると思うし、企業も定年を延長していく中で、60歳から65歳、70歳、あるいは生涯現役ということも国で行っているので、今後こういった担い手不足は当面変わらないと考える。そういった部分で、今回事務の見直しをすれば担い手が充足するのか、それともそもそも報酬面だったり、今定年を迎えた後も企業で働かれている方が非常に多くいるので、そういった人たちをどう確保していくかという部分で報酬面等の見直しも場合によっては必要かと感じた。あと、ホームページにあったアンケート結果を見ても、担い手不足の理由で主には事務局長の担い手不足の要因の中で一番多いのが賃金が安いというのを挙げている結果があるので、そういった報酬面の見直しという観点も少し入れてもらえるとより方向性としてはいいと思う。

事務局

今ほどの担い手不足というところ、特に事務局長の人件費の関係ですが、今は半日勤務が前提となっておりますが、現状の中ではとても半日では賄いきれないという意見も多分にもらっていることから、現在見直しを進めているところである。

議長

見直しを検討中とのことで、結果を待つことにする。

委員

選択事務 14 について、今後の見直し検討課題で、現状の依頼事務についての見直しは困難と記載があるが、これは検討課題ではあるが、見直しはしないということか。

事務局

現状依頼しているのは、地域たすけあい事業コーディネーターを推薦してもらうというのと、福祉車両の維持管理や助成申請についてだが、この部分に関しては難しいと考えている。推薦してもらうにあたっては、推薦をどうするかというのはなかなか難しいと思うし、助成金申請とか維持管理については、助成金申請の事務について簡略化を今進めているところなので、現状の依頼事務については難しいというところである。例えば、運転手の募集に関しては住民自治協議会に直接は依頼していない部分であって、これはそのような形で書かせてもらったところである。

委員

例えば、地域たすけあい事業コーディネーターの推薦ができないということになった地区は、選択事務 14 は選択をしないということによいか。

事務局

選択事務なので地区で決めてもらうという部分があるので、そのような形で書かせてもらったということである。

事務局

若干補足をさせてもらう。このたすけあい事業については、現在市地域包括ケア推進課で補助金を支出している。建て付けとすると市社会福祉協議会が福祉有償運送の事業主体となって、各地区の住民自治協議会とタッグを組んでもらって行っている事業に対して市が補助をするという建て付けになっている。現在市で少し見直しを進めており、その補助について介護保険財源を投入していくことができないかということで、5つの地区をモデル地区という形で進めている。そのモデル地区の中ではいろいろ検討させてもらっているが、たすけあい事業そのものを今までと全く同じやり方で全地区一律に進めていくのは、なかなか人的な面などで難しい面があると考えている。これまで全地区市内一律でたすけあい事業をやってきたが、市とすればできる限り地域の実情に応じた、場合によっては地域で異なった仕組みの中で動いていけるものに対しても補助をしていける仕組みを作っているところである。併せて市社会福祉協議会に対しては、そうした地域の実情を踏まえた中で必ずしも全地区一律ではないやり方を含めて柔軟にこの事業に取り組んでもらえるよう依頼をしているところである。

議長

今これは選択事務であるが、すべての住民自治協議会で選択しているのか。

事務局

1 地区選択していない地区がある。

(3) 質疑応答・意見交換

質疑ナシ

議長

以上で審議を終了とする。